

# 青森県報

第四千四百九十三号

平成三十年  
八月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………(保健衛生課) ……二
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……三
- 家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三

## 告

## 示

青森県告示第五百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成三〇・七一
五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	〃
五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	〃
訪問看護ステーションあした弘前ステーション	弘前市大字大清水四丁目八の三	三〇・六一
ハッピー調剤薬局弘前土手町店	弘前市大字土手町八九の一	三〇・八一
スーパードラッグアサヒ調剤薬局住吉店	弘前市大字住吉町八の一八	〃

### 青森県告示第五百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		事業所	変更年月日
		名 称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平六五の四一二	ナーシオン 向ヶ瀬	弘前市大字向ヶ瀬四丁目二の一	弘前市大字田町五丁目六の四	平成三〇・七一

変更前	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田 町五丁目二の二	津軽保健生 活協同組合 衛生訪問看 護ステータ マ ションたま ち	弘前市大字田町 五丁目二の二	三九二・一 (事業者 所在地)
変更後	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字野 田二丁目二の二		弘前市大字野田 一丁目一の二七	三九二・三 (事業者 所在地)

青森県告示第五百九十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成三〇・七・一
五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	〃
五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	〃
ハッピー調剤薬局弘前 土手町店	弘前市大字土手町八九の一	三〇・八・一
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局住吉店	弘前市大字住吉町八の一八	〃

青森県告示第五百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による

る生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	津軽保健生 活協同組合	区 分		変更 年月日	
		名 称	事 業 者		
一 弘前市大字野 田二丁目二の二	二 弘前市大字田 町五丁目二の二	主たる事務所 の所在地	名 称	三 弘前市大字野田 一丁目一の二七	平成 三九二・一 (事業者 所在地)
一 弘前市大字野 田二丁目二の二	二 弘前市大字田 町五丁目二の二	名 称	所 在 地	三 弘前市大字野田 一丁目一の二七	平成 三九二・三 (事業者 所在地)

青森県告示第五百九十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	指 定 消 滅 年月日
難病指定	杉山 尚樹	弘前大学医学部 附属病院	〃
難病指定	金杉 知宣	八戸赤十字 病院	平成 三〇・八・一〇
難病指定	八戸市大字田 面	八戸市大字田 面	泌尿器科
難病指定	木字中明戸二	産婦人科	〃

青森県告示第六百号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇11001 三四	登録年月日	平成 三〇・八・二〇	氏名又は 名称	社会福祉 法人藤聖 母園	住所	青森市奥 野三丁目 七の一	事業 名称	特別養護 老人ホ ム弘前大 ム清水ホ ー	所在地	弘前市大 字清原四 丁目九の 二	業務開始 年月日	平成 三〇・八・二〇	備考	介護予防 短期入所 生活介護
------	--------------	-------	---------------	------------	--------------------	----	---------------------	----------	----------------------------------	-----	---------------------------	-------------	---------------	----	----------------------

青森県告示第六百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成三十年十一月五日から同月二十八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

十五人。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜

人工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成三十年十月十七日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

- 1 除雪グレーダ（三・七メートル級） 三台
- 2 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 四台
- 3 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 二台
- 4 除雪ドーザ（十四トン級） 一台
- 5 小形除雪車（一・三メートル級） 一台
- 6 小形除雪車（一・三メートル級、草刈装置付） 一台
- 7 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 三台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年七月二十日

五 落札者の名称及び住所

一の1、2及び4について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

一の3及び7について

株式会社青工

青森市新田三丁目一一の八

一の5について

ロジスネクストユニキャリア株式会社

大阪府守口市大日東町三五の二

一の6について

株式会社NICHIJO

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇

六 落札金額

一の1について 八千七百四十七万六千七百六十円

一の2について 一億四千四百九十万三千三百六十円

一の3について 七千六百六十八万円

一の4について 二千二百二十七千六百円

一の5について 千七百七十七万六千八百円

一の6について 二千四百五十一万六千円

一の7について 五千八百四十八万二千円

七 落札者を決定した手続

一の1から6までについて

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制

限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の7について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年六月八日

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭